

第3 生活保護制度等について（保護課、自立推進・指導監査室）

1 生活保護を取り巻く状況等について

（1）生活保護の動向（平成27年10月時点）

平成27年10月時点の生活保護受給者数は約217万人（生活保護受給世帯数：約163万世帯、保護率：1.71%）となっており、平成27年3月に現行制度下での過去最高を記録し、現在も高い水準で推移している。

ただし、対前年同月伸び率は、平成22年1月の12.9%をピークに減少傾向が継続しており、現在は▲0.1%と過去10年間で最も低い伸び率となっている（世界金融危機直前（平成20年10月）の伸び率は3.0%）。

年代別にみると高齢者の受給者数の伸びが大きく、生活保護受給者の半数近く（平成26年度で約44%）は65歳以上の者となっている。

（2）面接時の適切な対応について

福祉事務所に生活の相談で来所した方への対応については、保護の実施要領等により示しており、また、平成26年7月に施行された生活保護法の一部改正法により申請時の手続等を法律に規定したところである。これまでも周知してきており、保護の申請時において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えないこと、事情がある方には口頭申請が認められていることについては、従前からの運用を変更するものではない。

面接時の適切な対応としては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認し、意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続の助言を行う必要がある。このため、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたい。

そのほか、相談段階における扶養義務者の状況の確認について、扶養義務者と相談

してからでない」と申請を受け付けない、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行う、といったことがないよう徹底されたい。

さらに、従前より「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）において、生活保護法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査の実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしている。

上記趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な窓口対応が行われるよう、引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行っていただきたい。

なお、過去に福祉事務所が使用する扶養照会書等に、扶養義務の履行が保護を受けられるための要件であると誤認させるおそれのある表現がされている事案が判明したことを踏まえ、管内福祉事務所が使用している各種様式等について、不適切な表現がないか、という観点で点検いただくよう改めてお願いする。

2 就労・自立支援の充実について

(1) 生活保護受給者の就労支援における KPI の設定について

稼働能力を有する被保護者については、その能力に応じて就労することが必要であり、これまでもハローワークと福祉事務所によるチーム支援（生活保護受給者等就労自立促進事業）、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業等（以下「就労支援事業等」という。）を活用して積極的に支援を実施いただいているところである。

また、平成27年度から各自治体において、就労支援事業等の対象者数及び参加者数、就労・増収者数等を指標として盛り込んだ就労支援促進計画を策定いただくとともに、就労支援事業等の適切な効果検証及び的確な見直しを行うこととしている。

政府全体においても「経済財政運営と改革の基本方針2015」に基づき「経済・財政再生計画改革工程表」（以下「改革工程表」という。）が策定されたところである。

その中で、生活保護受給者の就労支援に関して、KPI（改革の進捗管理や測定に必要な指標）として、

- ① 就労支援事業等の参加率を 2018 年度までに 60%とする
- ② 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を 2018 年度までに 50%とする
- ③ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を 2018 年度までに 45%とする

ことが定められたほか、就労支援事業等を通じた脱却率、就労支援事業等の各地方自治体の取組状況、「その他の世帯」の就労率等の地方自治体ごとの状況の「見える化」が盛り込まれたところである。

これらの KPI の設定に伴い、目標の達成に向けて、自治体に設置するハローワークの常設窓口（以下「常設窓口」という。）を増設するとともに、常設窓口に配置する就職支援ナビゲーターを増員し支援体制を充実することとしている。各自治体においても、就労支援員の増配置による支援体制の充実、被保護者就労準備支援事業及び平成 28 年度から実施する就農訓練事業等の積極的な活用など就労支援事業等を着実に実施いただきたい。

さらに、改革工程表においては、「就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上で、KPI について 2016 年度に再検討」することとされており、各自治体における就労支援事業等の成果を「見える化」できるよう、自治体の業務負担に考慮しつつ、引き続き検討を進めていくこととしているので、ご留意願いたい。

【参考】生活保護受給者の就労支援等の現状

- 就労支援事業等の参加率
2015 年度 就労支援促進計画の目標値平均 47.9%（計画提出率 98.6%）
- 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合
2015 年度 就労支援促進計画の目標値平均 44.5%（計画提出率 98.6%）
- 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）
2014 年度 34.3%

(2) 就労支援促進計画の策定について

平成 28 年度の就労支援促進計画の策定については、改革工程表において生活保護受給者の就労支援について KPI が設定されたことと「見える化」が盛り込まれたことに伴い、就労支援の状況のデータ等を収集するため、通知の改正を行うこととしているのでご了知いただきたい。

また、平成 27 年度は、「就労支援等の状況調査」を踏まえて、就労支援事業等において就労・増収率の達成率が高いなど効果的な取組を行っている自治体に対して、関係職員等研修啓発事業（補助率 1/2）について、補助率の引き上げを行ったところであるが、平成 28 年度についても引き続き実施することとしているので、ご了知願いたい。

(3) 被保護者就労支援事業について

被保護者就労支援事業は、これまで予算事業として実施してきた就労支援事業について、その重要性に鑑み、生活困窮者自立支援法に明確に位置づけ、平成 27 年 4 月より実施いただいているところである。

本事業においては、①就労に向けた個別支援（就労に関する相談・助言、履歴書の書き方、面接の受け方等の支援、個別の求人開拓や定着支援等）、②稼働能力判定会議等の開催（稼働能力や適正職種の検討、就労支援プログラムの選定等に当たり、複数の専門的な知見を有する者で構成する稼働能力判定会議等を開催）、③就労支援の連携体制の構築（地域における被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や関係機関の連携強化、個別求人開拓等を円滑に進めるため、ハローワーク等の行政機関、社会福祉法人等関係団体や企業が参画する就労支援の連携体制を構築）をしていただくこととしている。

特に、高齢期に至る手前の 40～50 歳代の生活保護受給者については、年齢等によって比較的就労につながりにくい状況にあることから、本事業により、地域における就労支援の連携体制の構築を通じて就労の場の開拓等をお願いしたい。

なお、本事業は必須事業であるが、就労支援員を配置していない保護の実施機関や「その他の世帯」120 世帯に対して、1 名の就労支援員を配置していない等、就労支援体制が十分でない保護の実施機関においては、「就労支援員の増配置について」（平成 22 年 9 月 14 日社援発 0914 第 7 号厚生労働省社会・援護局長通知）を参考として、

保護の実施機関における被保護者数及びその他地域の実情に応じて就労支援員を適切に配置いただくようお願いする。

(4) 被保護者就労準備支援事業について

生活保護世帯の「その他の世帯」の生活保護受給期間について、受給期間が3年未満の世帯の数は、平成20年度から23年度にかけて増加したものの、24年度以降は、減少傾向に転じている。一方で、受給期間が3年以上の「その他の世帯」の数は、平成19年度以降増加し、23年度以降の伸びが著しくなっているが、このような長期受給者の中には、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者も一定程度いると考えられる。

このような就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える生活保護受給者に対し、就労意欲の喚起や一般就労に向けて日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業として、平成27年4月より被保護者就労準備支援事業を実施していただいているところである。

本事業は、増加傾向にある受給期間が比較的長い生活保護受給者の支援として、今後、重要な役割を果たしていくと考えられるが、平成27年10月時点で、28年度の被保護者就労準備支援事業の実施予定は、3割程度の自治体にとどまっていることから、NPO法人や社会福祉法人などの地域資源を活用しながら、積極的に事業の実施をお願いしたい。

(5) 生活困窮者等の就農訓練事業について

近年農業活動を通じて得られる心身のリハビリ効果が評価されており、生活保護受給者を含む生活困窮者が農業に従事することによって、心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上につながる効果のほか、農業分野における人材の確保にも資するものと考えられる。

こうしたことを踏まえて、平成28年度から新たに、被保護者就労準備支援事業の一事業として、NPO法人、農業法人等民間団体との連携により、農業体験や研修を通して、就農（農業法人への就職や農産物の販売等を含む。）や社会参加促進を支援する生活困窮者等の就農訓練事業を実施することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

なお、本事業については、被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業の基準額・経過措置とは別に、それぞれ1自治体あたり10,000千円以内（生活困窮者と生活保護受給者の両方を対象に事業を実施した場合には、それぞれ10,000千円以内）の加算を予定しているのご留意願いたい。

(6) 被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業の国庫負担・補助の基準について

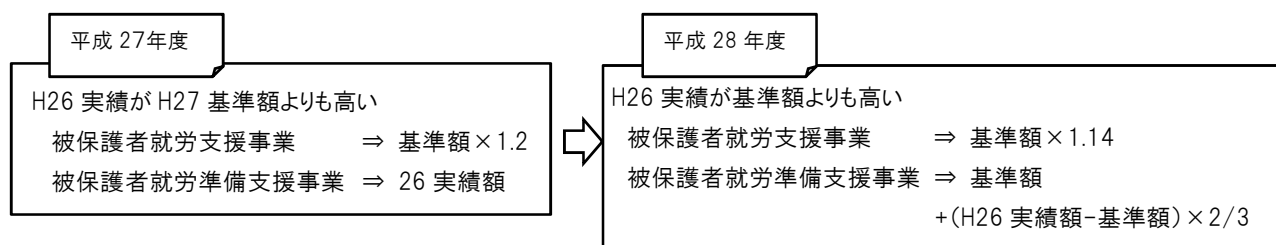
被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業を含む生活困窮者自立支援法関係経費については、全国的な制度として予算を公平かつ効果的に執行するための措置として、事業ごとに基準額（事業費ベース）を設定している。

平成28年度の基準額の設定については、基本的には27年度と同様とするが、被保護者就労準備支援事業の基準額について、大都市部においてより実態に即した事業実施が可能となるように、被保護人員40,000人以上の自治体において上限額を70,000千円とする区分を新設することとしている。

なお、平成28年度においては、27年度よりも実施自治体数の増加を見込んで、十分な予算を確保しているところであり、各自治体におかれては、引き続きこれらの財源を活用して効果的な事業実施をお願いしたい。

また、各事業の国庫負担・補助については、制度施行当初の平成27年度に限り、基準額に一定の経過措置を設けていたところである。

これらの経過措置については、国庫補助の公平な配分の観点から基本的には廃止していくことが必要であるが、それぞれの経過措置の趣旨等を踏まえ、平成28年度は、以下のとおり一定程度縮減しつつ、継続することとする。



(7) 生活保護受給者等就労自立促進事業について

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活困窮者等を対象として、ハローワークと自治体の協定等に基づき、両者によるチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進するものである。

本事業では、常設窓口の設置や巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備しており、支援対象者の多い政令市、中核市の福祉事務所を中心に、平成 28 年度中に常設窓口を 194 箇所設置することとしている。

既に常設窓口を設置している自治体におかれては、「生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」（以下「協議会」という。）等で設定した目標が達成されるなど、連携効果が十分発揮されるよう、窓口を有効活用していただくとともに、来年度、常設窓口の設置を予定している自治体におかれては、ハローワークと一体となった就労支援業務が早期に軌道に乗るように、ハローワークシステムの設置を待たず、一定期間庁舎内仮スペース等で、携帯端末を活用したハローワークの相談業務を行ってもらうなどの方策について、都道府県労働局と調整し、準備を進めていただきたい。各自治体におかれては、この常設窓口も含めハローワークへの支援候補者の積極的な送り出しをお願いしたい。

ハローワークとの連携については、「就労支援の実施におけるハローワークとの連携等について」（平成 26 年 6 月 30 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）も踏まえ実施いただいているところであるが、地域の雇用情勢を的確に把握し、効率的かつ効果的に就労支援を行うため、自治体においては、定期的に対面で打ち合わせをするなどハローワークと日頃から「顔の見える関係」を構築し、①日常的な雇用情勢等（地域の求職者の動向、産業別の求人状況等）の情報共有、②協議会で設定した目標達成に向けた支援対象者の範囲や選定等のハローワークへの送り出しについての認識の共有、③支援対象者への支援に当たって必要となる情報提供等に努めることなど、生活保護受給者の就労促進に向けて一層の連携を進めていただくようお願いする。

また、各都道府県労働局長に対して、「生活困窮者等の就労支援に当たっての地方公共団体とハローワーク等との連携強化について」（平成 27 年 9 月 30 日職発 0930 第 8 号・能発 0930 第 22 号厚生労働省職業安定局長・職業能力開発局長連盟通知）が通知されており、同日付けの事務連絡において各自治体へ情報提供しているが、当該通知においては、各都道府県労働局長に対して、就労支援体制の連携強化の取組として、

- ・ 労働局・ハローワークにおいては、無料職業紹介事業を行う自治体等へのオンライン情報提供のスキームの活用を促すほか、積極的な情報提供を行っていくこと
- ・ ハローワークから自治体に対し、求職者支援訓練の訓練コース及びその実施機関に係る情報を提供すること

などが指示されているので、通知内容に留意いただき一層の連携に努めていただくようお願いする。

なお、生活保護受給者を含めた生活困窮者の就労に向けた準備状況の判断を支援するため、職業安定局において「就労準備状況のチェックリスト」を作成し、各都道府県労働局・ハローワークに配付されているところであり、平成 27 年 9 月 15 日付けの事務連絡において各地方公共団体へ情報提供しているところである。

当該チェックリストは、各自治体からハローワークへ、生活保護受給者等を円滑に誘導するために作成されたものであるが、各自治体において、地域の実情に応じて活用いただくなど、ハローワークとの認識共有に効果的なものになるよう、積極的な活用をお願いする。

（８）早期の集中的な自立支援について

働くことのできる方については、その能力を活用して就労できるよう、積極的に支援し、就労によって保護から脱却していただくことが重要である。このため、平成 26 年 7 月から、脱却後に生じる税・社会保険料等の負担増を緩和し、保護脱却のインセンティブとするとともに、安定的に就労して生活を維持し、再度生活保護に至ることなく着実に自立していただくことを目的とした就労自立給付金（以下「給付金」という。）の制度が施行されたところである。

自治体におかれては、就労支援の対象者に対し、給付金の支給が受けられる仕組みについて十分に説明を行い、より就労による保護脱却が図られるよう積極的な働きかけをお願いします。

特に、「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成 25 年 5 月 16 日社援発 0516 第 18 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、同方針に基づく支援が効果的と思われる者に対しては、保護脱却に至るまで切れ目なく集中的な支援を行い、生活保護受給者の就労による自立を促すことにしており、積極的に自立活動確認書を作成いただくとともに、生活保護受給者との面談の機会をとらえて、就労活動促進費の活用等による就労に向けた切れ目のない支援や、給付金の支給を受けられる仕組みについても十分に説明を行い、早期の保護脱却に向けて働きかけるようお願いします。

なお、就労による自立を促進するに当たっては、就労後に職場に定着していただくことが重要となる。支援を行う際に、本人の納得を得ず就労を求めることは、就労先に定着し、自立することを促すという就労支援の本来の目的からすると適当ではないことから、本人の意思を尊重した就労支援を行っていただくことをお願いします。

(9) 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について

平成 27 年 4 月より、生活困窮者自立支援法が施行されるとともに、生活保護法の一部改正法が施行されたことに伴い、被保護者の相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業である被保護者就労支援事業等が実施されたところである。

生活困窮者自立支援法の運用に当たっても、必要な者には確実に保護を実施するという生活保護制度の基本的な考え方にに基づき、生活保護が必要であると判断される場合には、福祉事務所と連携を図りながら適切に生活保護につなぐことが必要である。

一方、生活保護から脱却した者等が必要に応じて生活困窮者自立支援法に基づく事業を利用することも考えられるため、本人への継続的な支援という観点も踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度とを連続的に機能させていくことが重要である。

については、「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成 27 年 3 月 27 日社援保発 0327 第 1 号・社援地発第 0327 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長・地域福祉課長連名通知）に基づき、対象者の情報共有などを通じて適切な支援をお願いします。

また、支援を必要とする生活困窮者、生活保護受給者に対して連続的な支援が可能となるよう、地域の実情に応じて両制度に基づく事業の一体的実施にも努められたい。

(10) 居住の安定確保支援事業について

生活保護受給者の住居については、本来一時的な利用が前提である簡易宿泊所等に長期にわたり入居している例がみられ、その中には住環境が劣悪な例や十分な処遇がされない例もあるとの指摘もある。

そのため、平成 25 年度より、住宅扶助の代理納付の仕組みを活用して、安定的に家賃収入の確保がされることについて賃貸人の理解を得て、既存の民間賃貸住宅への入居を促進するとともに、地域において、行政だけでなく NPO 法人等関係機関が連携して、入居後に生活保護受給者への日常生活支援等を行うことにより、地域での生活を円滑に行えるよう支援する「居住の安定確保支援事業」を実施しているところである。

平成 28 年度については、27 年 5 月に発生した川崎市の簡易宿泊所の火災を踏まえ、簡易宿泊所に入居する生活保護受給者の民間アパート等への転居を図っていくことや、住宅扶助基準の見直しの円滑な施行を図るため、生活保護受給者に対して安価で質の良い住宅確保の支援を図ることが必要なことから、福祉サービス等との連携強化など事業内容や予算を拡充し実施することとしており、生活保護受給者の居住支援のために本事業の積極的な活用をお願いします。

また、事業の実施にあたっては、「生活保護受給者の住まいの確保のための福祉部局と住宅部局等の連携について」（平成 27 年 6 月 11 日社援保発 0611 第 1 号、国賃貸第 13 号、国住心第 57 号厚生労働省社会・援護局保護課長・国土交通省住宅局住宅総合整備課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）において示しているとおり、国土交通省が行っている居住支援協議会（住宅セーフティネット法第 10 条第 1 項に基づき組織されている協議会）などと連携（入居可能な民間賃貸住宅の情報共有、

協議会への参画等)を図ることにより、生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の支援への取組をお願いします。

(1 1) 自立支援プログラムの策定について

自立支援プログラムは、①管内の生活保護受給世帯全体の状況を把握し、②生活保護受給者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容や実施手順等を定め、③これに基づき個々の生活保護受給者に必要な支援を組織的に実施することによって、生活保護受給世帯が抱える様々な問題に対処し、これを解決するための「多様な対応」、保護の長期化を防ぐ「早期の対応」、効率的で一貫した組織的取組を推進する「システムの対応」を可能とするものである。各自治体におかれては、引き続き就労支援のほか、就労が困難な生活保護受給者に対する社会的自立の支援、適切な金銭管理の実施など自立支援プログラムの策定・実施に取り組んでいただくようお願いする。

3 不正・不適正受給対策の強化等について

(1) いわゆる「貧困ビジネス」への対応について

無料低額宿泊所や簡易宿泊所等であって、居室が著しく狭隘で設備が十分でない住環境であるにもかかわらず、住宅扶助特別基準による家賃額を悪用して不当な利益を得ているいわゆる「貧困ビジネス」が存在するものと考えられる。

これまでも、無料低額宿泊所及び社会福祉各法に法的位置付けのない施設(以下「無料低額宿泊所等」という。)については、一部の施設において不適切な事案が見受けられたことを踏まえ、平成21年10月に発出した通知等により、

- ① 訪問調査の徹底や劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- ② 消防署が行う防火安全対策への協力
- ③ 未届施設に関する関係部局との連携
- ④ 生活保護費の本人への直接交付の徹底
- ⑤ 無料低額宿泊所の収支状況の公開の徹底

について管内福祉事務所に周知するとともに、生活保護行政の適正な運用及び生活保

護受給者に対する適切な支援の確保が図られるようお願いしているところである。

しかしながら、いわゆる「貧困ビジネス」は依然として後を絶たず、無料低額宿泊所等の適正運営の確保が強く求められることから、平成 27 年 4 月に「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」（平成 15 年 7 月 31 日社援発第 0731008 号厚生労働省社会・援護局長通知）を改正し、同年 7 月 1 日から施行しているところである。本通知の趣旨を踏まえ、必要な助言指導を行うなど、適切な対応をお願いしたい。

(2) 不正事案（重複受給）への対応について

不正受給事件については、「生活保護の適正実施の推進について」（昭和 56 年 11 月 17 日社保第 123 号厚生労働省社会・援護局保護課長・監査指導課長通知）により厚生労働省に適宜情報提供をいただいているところであるが、近年、複数の福祉事務所から重複して保護費を受給し逮捕されるケースが見受けられているところである。

住居の賃貸借契約書の偽造や、偽名として実在する者の名を使用するなど、意図的に事実を改ざんするようなケースについて、可能な限り未然防止が図られるよう、保護申請時に事実関係を確認する際は、以下に掲げる事項に留意するよう、管内福祉事務所に対して周知されたい。

なお、画一的に行われることで必要な人に必要な保護の適用がなされないことが生じないように十分な配慮をお願いする。

ア 保護開始時の家庭訪問は必ず実施すること

イ 生活歴等の把握に当たっては、可能な限り客観的な資料の収集を行うこと

（例）「保護歴なし」との申出がある者の前住所地への照会

DV 被害を訴える者について婦人相談所や警察への照会

ウ 賃貸借契約書等については可能な限り原本を確認すること

また、保護開始後においても、個々の世帯の実情に即した保護の決定実施を行う観点から訪問調査活動を効果的に実施し、当該世帯の生活実態の把握に努め、居住実態等の確認を行うこと。

なお、要保護者の居住地または現在地と住民基本台帳に記載された住所が異なる場合には、不正受給対策としてのみならず、各種行政サービスを受けられないなどの不

利益を被る場合も多いことから、要保護者に住民登録を励行させ、住民基本台帳担当部局に情報提供するとともに、住民票の異動手続等の必要な連携を図るようお願いする。

(3) 住宅扶助基準見直しにかかる留意事項について

平成 27 年 7 月 1 日から施行されている住宅扶助基準の見直しについては、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成 27 年 4 月 14 日社援発 0414 第 9 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。）及び「住宅扶助の認定にかかる留意事項について（通知）」（平成 27 年 5 月 13 日社援保発 0513 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「留意事項通知」という。）を踏まえ、最低限度の生活の維持に支障が生じないように、適切に運用するとともに、前述の「居住の安定確保支援事業」も活用して、生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の支援に取り組んでいただくようお願いする。その際、留意事項通知で示しているとおり、福祉事務所において、当該世帯の意思や生活状況等を十分に確認し、必要に応じて局長通知に定める経過措置等の適用や住宅扶助（家賃・間代等）の趣旨も十分に踏まえ、引き続き適切な住宅扶助の認定に努められたい。

(4) 最低生活費の遡及変更について

最低生活費の遡及変更が可能な期間については、従来、行政処分についての審査請求期間が行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)上 60 日とされていること等から、2 か月程度（発見月及びその前月分まで）とされてきたところである。平成 28 年 4 月 1 日から、改正行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）が施行され、審査請求期間が 3 か月に変更されることを踏まえ、最低生活費の遡及変更が可能な期間について、3 か月程度（発見月の前々月分まで）とする通知改正を予定しているのでご了解願いたい。なお、本取扱いについては、平成 28 年 4 月 1 日以降になされた処分から適用する予定である。

4 医療扶助の適正化等について

(1) 不適切な受診誘導等の防止について

平成 27 年度において、精神疾患患者である生活保護受給者を特定の医療機関へ不適切に受診誘導し、また、不適切な住居の紹介や金銭管理を行っていることが疑われる事例が発生した。

生活保護受給者の支援においては、不適切な受診誘導があってはならないことは当然であり、また、自立支援のためには適切な住環境の提供や、金銭管理の実施が行われることが必要である。

このため、「生活保護における不適切な受診誘導の防止等について」（平成 27 年 8 月 7 日社援保発 0807 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、不適切な受診誘導の防止等のための対応について通知したところである。通知の要点は以下のとおりであるので、自治体の監査等における必要な指導の実施など対応に遺漏なきようお願いする。

① 委託事業者等による特定の医療機関への不適切な受診誘導の防止

- 生活保護受給者へ受診勧奨等を行う際は、客観的かつ合理的な根拠に基づき、医療機関を提示すること。また、例えば複数の医療機関を提示するなど、理由なく特定医療機関に偏することがないこと。加えて、特定の医療機関への受診が保護の要件であるかのような説明は行わないこと。
- 委託事業者の調達においては、事業の公平性・透明性の観点から、原則一般競争入札によること。
- 健康管理支援等の業務を委託する場合、その業務実態を把握し、不適切な業務が行われている場合には、事業主体の責任において是正を図ること。

② 医療扶助の決定における医療要否の検討の徹底

- 医療扶助の決定や継続の必要性について、病状に疑いがある場合等においては、検診命令の実施を徹底すること。
- 精神障害者への支援については、障害者総合支援法における就労継続支援等のサービス利用の検討も行うこと。
- 他法他施策優先の観点から、精神疾患を有する者に関する自立支援医療（精神通院医療）の申請指導を徹底すること。

- ③ 訪問調査の徹底及び劣悪な住環境と確認された住居への対応
- 生活保護受給者の生活実態を把握するため、訪問調査を徹底し、転居後においても転居先の訪問調査を行い、適切な居住場所の確認に努めること。
 - 著しく狭隘かつ劣悪な住環境に居住する者に対しては転居指導を徹底し、建築基準法違反の疑いのある建築物については建築部局と連携して対応すること。
 - 床面積別に応じた適切な住宅扶助費の認定を行うこと。
- ④ 生活保護費の適正な交付及び適切な金銭管理の徹底
- 生活保護費は原則、本人へ交付するよう徹底すること。
 - 生活保護受給者が金銭管理サービスを利用する際は、福祉事務所が契約内容や実施状況の把握に努めること。
 - 入院入所の場合、本人あてで現金書留により送られた保護費を本人の意思に反して無断で管理されることがないように徹底すること。
 - 福祉事務所は、家計管理や金銭管理に関する支援に努めるとともに、自立支援プログラムや成年後見制度等の活用を検討すること。
- ⑤ 生活保護受給者に対する安否確認の適切な実施
- 緊急やむを得ない場合に、本人の同意なく住居に立ち入ることがある場合、大家等の第三者に協力を求めて行うこと。
 - 委託事業者等から、見守りの必要性が高い者に対し、本人の意思に反して住居に立ち入ることについて相談を受けた際には、適切な助言を行うこと。

なお、平成 28 年度以降の「生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援事業」（「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知「生活保護適正実施推進事業実施要領」（別添 11））については、補助金の交付要件として、法人の業務委託先の支援員が所属する医療機関を紹介する場合は、ケース診断会議に諮る等により、その必要性について確認することを求めることとする予定であるので、あらかじめご承知おき願いたい。

（2）生活保護受給者の医療扶助における KPI の設定について

医療扶助については、改革工程表に後発医薬品の使用促進、頻回受診の適正化及び健康管理支援の 3 点が盛り込まれている。具体的には、後発医薬品の使用促進について「生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017 年央までに 75%とする

とともに、2017 年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018 年度とすることを基本として、具体的に決定すること、頻回受診の適正化について「頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進」すること、健康管理支援について「生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討」することとされた。

また、同工程表において、これら事項に関する KPI が設定されており、まず後発医薬品については、第 1 階層として「医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】」、第 2 階層として「生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017 年央までに 75%。2017 年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018 年度とすることを基本として、具体的に決定する】」とされており、頻回受診の適正化に関しては、第 1 階層として「頻回受診対策を実施する自治体【100%】」、第 2 階層として「頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【目標値については、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016 年度に決定】」とされた。

この他、第 2 階層の KPI の「見える化」事項として、「生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差」及び「後発医薬品の使用割合の地域差」の 2 点が盛り込まれている。

これを踏まえ、関係する通知について所要の改正を行うとともに、検討が必要とされている事項については、来年度以降、具体的な検討を進めることとしているので、ご承知おき願いたい。

(3) 後発医薬品の更なる使用促進について

① 後発医薬品の使用促進に関する状況について

後発医薬品の普及は、患者の負担軽減及び医療費の適正化の改善に資することから、国全体でその使用促進に取り組んでいるところである。

生活保護制度における後発医薬品の使用促進については、これまで、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成 25 年 5 月 16 日社援保発 0516 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、指定医療機関である薬局において一般名処方による処方せん又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としない処方せんを持参した生活保護受給者に対して、原則とし

て後発医薬品を調剤する取組や、法改正により、平成 26 年 1 月から、医師が後発医薬品の使用を認めている場合に、医療機関等が生活保護受給者に対して後発医薬品の使用を促すものとする対応を行ってきたところである。

さらに、後発医薬品の使用割合には地域差があることから、平成 27 年度より、自治体ごとにそれぞれの使用割合を踏まえた使用促進に係る計画を策定する取組を開始し、使用促進の取組の効果が一定の基準を満たす場合には、医療扶助適正化関係補助金の補助率を引き上げているところである。また、院内処方については、使用割合が 75%未滿の医療機関に対し、都道府県等が後発医薬品の使用促進を要請する取組を始めている。

これらの取組の効果により医療扶助における後発医薬品の使用割合は、平成 27 年 6 月審査分で 63.8%（医科入院、医科入院外、歯科、調剤の総数である医療扶助全体における割合）となった。医療全体では、56.2%（医薬品価格調査（薬価本調査）（平成 27 年 9 月取引分）（速報値））であることから、生活保護は医療全体を約 7.6%上回っている。

② 後発医薬品の使用促進の取組に関する目標等について

改革工程表に関する具体的対応の医療扶助における後発医薬品の使用割合の目標として、2017 年央までに 75%と通知上に明記するとともに、2017 年央において、次期目標について、改革工程表を踏まえた検討を行う予定である。また、後発医薬品の使用促進の具体的な取組として、後発医薬品使用促進計画を未策定の自治体について、その策定をお願いする予定である。併せて、地域の薬局等と連携した服薬指導についてモデル実施を行う予定である。

③ 電子レセプトシステムを活用した後発医薬品の使用促進について

後発医薬品の使用促進における生活保護等版レセプト管理システムの活用に関し、後発医薬品の数量シェア（新定義）を算出する方法に関するマニュアルや、調剤報酬明細書のうち、先発医薬品が調剤された理由について摘要欄に記載があるレセプトを抽出するためのデータについて、各自治体に送付しているところである。

各自治体においては、後発医薬品の使用促進の取組における進捗状況の把握や、効率的な服薬指導の実施に活用していただきたい。

(4) 頻回受診の適正化について

医療扶助を受けて頻回受診を行う患者については、福祉事務所が主治医訪問や囑託医協議を行った上で、頻回受診の適正化のための指導を行っている。

改革工程表における具体的対応として、頻回受診の適正化の対象範囲について、他の医療制度における指導対象範囲を参考としつつ再検討し、2016年度に取組の目標値を設定する予定である。また、頻回受診の適正化に係る具体的な取組として、各自治体において、頻回受診の適正化に係る計画を策定するとともに、改善者割合の向上に向け、訪問看護ステーション等と連携した適正受診指導についてモデル実施を行う予定である。

(5) 生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援の推進

生活保護を受給している患者は糖尿病や肝炎など重症化すると完治が難しい疾患に罹患している割合が国民健康保険等の患者に比べて高いといった特徴がある。生活保護受給者の自立助長を図る基礎としては、何より健康状態を良好に保つことが重要である。また、糖尿病等の疾患は、日常生活における健康管理を適切に行うことで重症化の予防が可能なものであり、生活保護受給者の健康面に着目した支援を行うことは重要と考える。あわせて、健康状態を良好に保つことは、結果として医療扶助等の適正化にも資することとなる。

これまで、生活保護法の一部改正法において、生活保護受給者が自ら健康の保持及び増進に努めることを生活上の義務として規定するとともに、福祉事務所が生活保護受給者の健康診査結果等を入手できるようにしたところである。

さらに平成27年度、「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」を立ち上げ、自治体における取組強化に資する支援の在り方等について検討し、とりまとめを行ったところである。

本とりまとめ内容を踏まえ、平成27年度末に「生活保護受給者に対する健康管理支援の実施について」（平成27年3月31日社援保発0331第15号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発出し、診療報酬明細書等から既に生活習慣病の治療を行っている者を把握し、患者が自己判断で受診や服薬を中断することがないように定期的な訪問調査や電話等による支援を行うなど、生活習慣病の重症化予防の取組をお願いしているところである。

改革工程表では、「生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討」するとされており、今後、データに基づく効果的な支援など具体的な方策を検討する予定である。

(6) 平成 28 年度予算(案)における生活保護受給者への適正受診指導等の強化について

医療扶助に係る適正化については、福祉事務所において頻回受診や重複処方に係る適正受診指導、後発医薬品の使用に係る服薬指導、健康管理支援等に取り組まれているところである。しかし、ケースワーカーによる対応のみでは、医学的な助言等が十分に行うことができていなかったところである。

このため、新たに平成 28 年度予算(案)において、地域における薬局や訪問看護ステーションと連携し、適正受診指導等において、薬剤師や看護師から医学的な助言等を行うための予算として約 2 億円を計上しているところである。

後発医薬品の使用促進、頻回受診の適正化、健康管理支援については、改革工程表にも記載がなされたところであるので、各自治体においては、積極的な事業実施に努められたい。

5 平成 28 年度生活保護基準について

(1) 平成 28 年度の生活扶助基準について

生活扶助基準については、国民の消費動向等を総合的に勘案して毎年度の改定を行っている。

平成 28 年度の生活扶助基準については、国民の消費動向等を総合的に勘案し、27 年度と同額とすることとしている。

(2) その他

住宅扶助の住宅維持費、出産扶助（施設分べん）、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く。）等については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

6 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（仮称）の実施について

（1）調査の概要

次期生活保護基準の検証（平成 29 年検証）及び生活保護制度全般を検証するための基礎資料として、平成 28 年度において 1 回限りの調査として「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（仮称）」（以下「本調査」という。）を実施する予定である。

都道府県・指定都市・市・特別区及び福祉事務所を設置する町村の担当部局・職員におかれては、本調査が円滑に行われるよう、ご協力をお願いしたい。

（2）調査の対象

本調査は、生活保護世帯と一般世帯の生活実態の比較等を行うこととしており、一般世帯と生活保護世帯のそれぞれにおいて調査を行う予定である。

一般世帯については、平成 28 年国民生活基礎調査（所得票）の後続調査として、当該調査を実施した世帯のうち、1,640 単位区（約 30,000 世帯）を予定している。

生活保護世帯については、平成 28 年度社会保障生計調査の後続調査として、1,110 世帯全てを予定している。

なお、本調査については、いずれも調査員調査を予定しているため、国民生活基礎調査、社会保障生計調査の各調査員については、本調査により多大なご負担をかけることになるが、国民生活基礎調査等担当部局におかれては、調査員及び関係部局と十分な連携を図り、調査の実施に支障がないようお願いしたい。

（3）調査の内容

現段階では、一般世帯と生活保護世帯における比較検証の項目として、次のような項目を予定している。

- ① 普段の生活について
- ② 耐久財の保有状況
- ③ 近隣とのおつきあい
- ④ レジャーや社会参加
- ⑤ 家計の状況
- ⑥ 育児・子育て・子どもの教育

(4) 調査の実施日

一般世帯は平成 28 年国民生活基礎調査（所得票）と同時実施（平成 28 年 7 月 14 日（木））を予定している。

生活保護世帯は、平成 28 年度社会保障生計調査（7 月分）と同時実施とする予定である。

(5) 集計及び結果の公表

厚生労働省において集計を行い、厚生労働省ホームページ等において公表する予定である。

(6) その他

本調査については、統計法に基づく一般統計として実施するため、現在、総務省と調整中であり、今後、調査計画等が変更になる場合がある。その際には、速やかに情報を提供することとしているので、あらかじめご承知おき願いたい。

7 生活保護法施行事務監査等について

(1) 生活保護法施行事務監査の適正な実施について

生活保護法施行事務監査（以下「監査」という。）においては、管内実施機関の事務の執行又は会計処理の状況を検査し、その適否のみを調査する等の監査ではなく、管内実施機関において、生活保護法施行事務が改善に向け効率的に運営されるよう積極的に援助・指導をする建設的な監査を行うことが必要である。

しかし、監査結果を見ると、個別ケースの取扱いの適否を指摘しているのみで、実施機関が抱える課題や問題点とその要因について明らかにされておらず、具体的な改善方策についての指導が十分に行われていない状況が認められた。

また、都道府県・指定都市本庁が管内実施機関に対して行った監査の結果、是正改善を講じるよう指摘した事項について、十分な改善が図られていない状態が継続している状況も認められている。

については、都道府県・指定都市の監査に従事する職員が監査の意義を再認識した上

で、組織的・継続的な監査を実施し、個々の実施機関の課題に応じた具体的な改善方を示すなど、計画的かつ着実に生活保護法施行事務の改善が図られるよう管内実施機関に対する指導をお願いします。

(2) 平成 28 年度における監査の実施について

ア 監査方針等について

本年度、国の監査においては、①的確な訪問調査活動の実施、②適切な援助方針の策定など生活保護制度の基本的事項に多くの問題が認められ、また、③査察指導機能の充実強化及び組織的運営管理の推進についても多くの問題が認められた。

については、これらの監査結果及び改正生活保護法を踏まえ、平成 28 年度の国の監査における重点事項等を策定することとしているので、了知願いたい。

また、本年度においても、職員による生活保護費の領得等の不正事案や事務懈怠などが見受けられ、また、一部の実施機関で経理事務の事務処理に脆弱性が認められているところから、管内実施機関に対しては、引き続き、適切な経理事務の取扱いについて指導の徹底をお願いします。

さらに、不正受給については、各実施機関に対する指導の徹底の結果、平成 26 年度の不正受給件数・金額は、43,021 件・175 億円となり、平成 25 年度と比較して 209 件・12 億円減少した。引き続き、不正受給の未然防止について指導の徹底をお願いします。（別紙参照）

なお、平成 28 年度においても、都道府県及び指定都市に対して監査を実施することとしているが、一般監査における実施機関の選定については、都道府県・指定都市本庁と調整の上、課題の多い実施機関等を中心に実施することとしているので、了知願いたい。

イ 生活保護指導職員の定員について

生活保護指導監査委託費の補助対象となる生活保護指導職員の定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し（平成 27 年度～31 年度／32 人の削減）を行う予定である。

平成 28 年度においては、全国で 7 人の削減を予定しているので、格段のご理解とご協力をお願いします。

(3) 生活保護行政の適正運営のための研修会等の開催について

監査の結果、査察指導機能の充実強化について課題のある実施機関が多く認められており、また、生活保護業務の経験が十分でない職員もいることから、研修等の充実に努めることが必要である。

国においては、生活保護行政の適正運営の推進のために、平成28年度も引き続き、各都道府県・指定都市の生活保護指導職員及び実施機関の査察指導員を対象として、研修会等の開催を予定しているため、関係職員の派遣について格段の配慮をお願いする。

なお、各都道府県及び指定都市においても、国の実施する研修資料等を活用するなど、その事務負担の軽減を図り研修等の充実に努められたい。

ア 新任基礎研修会〔生活保護指導職員、査察指導員〕（案）

開催時期：平成28年5月中旬頃 場所：東京都内

イ 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議（案）

開催時期：平成28年5月下旬頃 場所：東京都内

ウ 全国生活保護査察指導員研修会（案）

開催時期：平成28年9月中旬頃 場所：東京都内

不正受給の状況

1. 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の 金 額	告 発 等	保 護 の 停 廃 止 等
	件	千円	千円	件	件
22	25,355	12,874,256	508	52	6,967
23	35,568	17,312,999	487	57	8,820
24	41,909	19,053,722	455	109	9,824
25	43,230	18,690,333	432	106	11,080
<u>26</u>	<u>43,021</u>	<u>17,479,030</u>	<u>406</u>	<u>112</u>	<u>10,512</u>

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

2. 不正内容の年度別推移

内 訳	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
	件	%	件	%	件	%
稼働収入の無申告	19,671	46.9%	19,886	46.0%	20,002	46.5%
稼働収入の過小申告	4,461	10.6%	4,783	11.1%	5,239	12.2%
各種年金等の無申告	8,729	20.8%	9,193	21.3%	8,683	20.2%
保険金等の無申告	1,551	3.7%	1,555	3.6%	1,534	3.6%
預貯金等の無申告	778	1.9%	763	1.8%	659	1.5%
交通事故に係る収入の無申告	634	1.5%	641	1.5%	652	1.5%
その他	6,085	14.5%	6,409	14.8%	6,252	14.5%
計	41,909	100.0%	43,230	100.0%	43,021	100.0%

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

3. 不正受給発見の契機の状況(平成26年度)

発 見 の 契 機			
照会・調査	通報・投書	その他	計
(89.5%)	(4.8%)	(5.7%)	(100.0%)
38,507	2,057	2,457	43,021

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

第4 生活困窮者自立支援制度の推進について（生活困窮者自立支援室）

1 生活困窮者自立支援制度の状況等について

（1）生活困窮者自立支援制度の施行状況

生活困窮者自立支援法が昨年4月に施行されたことに伴い、全国901の福祉事務所設置自治体に生活困窮者への相談支援を行う窓口が設置されるとともに、各種の任意事業と併せて、包括的な支援が進められている。

制度の施行後の状況をみると、

- ・ 全国に4,000人以上の支援員が配置され、平成27年10月までの7ヶ月で約14万件の相談があり、
- ・ そのうち約3万件は継続した支援が必要とされ、それぞれの対象者に応じたプランに基づき、支援が進められている

など、着実に本制度が施行されてきていると考えている。

施行初年度であり、取組の進んでいる自治体と、これから充実が求められる自治体とが存在しているところであるが、各自治体におかれては、各事業の実施状況等を十分に検証しながら、引き続き本制度の取組のさらなる推進をお願いしたい。

（2）生活困窮者自立支援制度関係予算等について

ア 平成28年度予算（案）について

平成28年度予算（案）においては、引き続き、自立相談支援事業をはじめとする各種事業を着実に実施できるよう、27年度と同額の400億円を確保するとともに、生活困窮者の自立をより一層促進するために、

- ① 子どもの学習支援事業における高校中退防止、家庭訪問の取組の強化
- ② 多様な就労支援のための中間的就労の推進
- ③ 生活困窮者等の就農訓練事業

といった新たな事業を実施することとしている。

各自治体におかれては、これら新たな事業も含め、各種事業の積極的な事業展開をお願いしたい。

イ 子どもの学習支援事業の拡充・強化について

子どもの学習支援事業については、単に勉強を教えることのみならず、居場所の提供や将来の自立に向けた生活習慣、社会性の育成などにも力点を置いており、貧困の連鎖の防止の重要性から、平成 27 年度は約 3 割の自治体が本事業を実施するなど、各任意事業の中でも多くの自治体に取り組んでいる。

一方で、学習支援事業により高校進学を果たしても、その後中退する対象者も多い、また、学習支援に出てこられない子どもの方が親への支援も含めた自立支援が必要なケースが多い、といった課題があり、今後、こうした課題への対応を強化していく必要がある。

このため、平成 28 年度予算（案）では、従来の事業に加え、高校中退防止の取組及び家庭訪問の強化を加え、33 億円の予算額を計上している。これらの取組の強化を実施する自治体には、国庫基準の加算措置を行うこととしている[下表参照]ため、各自治体においては、一層の取組強化をお願いしたい。

(参考) 子どもの学習支援事業 平成 28 年度基準額（案）（事業費ベース）

(単位:千円)

人口規模	基本基準額	基本基準額 + 高校中退 防止	高校中退 防止 加算額	基本基準額 + 家庭訪問	家庭訪問 加算額	基本基準額 + 高校中退防止 + 家庭訪問
2万人未満	2,800	3,300	500	3,500	700	4,000
2万人以上～3万人未満	3,800	4,400	600	4,800	1,000	5,400
3万人以上～4万人未満	4,700	5,400	700	5,900	1,200	6,600
4万人以上～5.5万人未満	5,700	6,600	900	7,200	1,500	8,100
5.5万人以上～7万人未満	7,600	8,800	1,200	9,500	1,900	10,700
7万人以上～10万人未満	9,000	10,400	1,400	11,300	2,300	12,700
10万人以上～15万人未満	10,500	12,100	1,600	13,200	2,700	14,800
15万人以上～20万人未満	13,300	15,300	2,000	16,700	3,400	18,700
20万人以上～30万人未満	15,200	17,500	2,300	19,000	3,800	21,300
30万人以上～40万人未満	17,100	19,700	2,600	21,400	4,300	24,000
40万人以上～50万人未満	19,000	21,900	2,900	23,800	4,800	26,700
50万人以上～75万人未満	28,500	32,800	4,300	35,700	7,200	40,000
75万人以上～100万人未満	36,000	41,400	5,400	45,000	9,000	50,400
100万人以上～150万人未満	47,500	54,700	7,200	59,500	12,000	66,700
150万人以上～200万人未満	55,000	63,300	8,300	69,000	14,000	77,300
200万人以上～250万人未満	62,000	71,300	9,300	78,000	16,000	87,300
250万人以上～300万人未満	69,000	80,000	11,000	87,000	18,000	98,000
300万人以上	80,000	92,000	12,000	100,000	20,000	112,000

ウ 中間的就労の推進について

生活困窮者への就労支援の取組については、一般就労に向けた基礎能力の形成や柔軟な働き方など個々人の状況に応じた支援が求められるとともに、一般就労の場のみならず、就労意欲の喚起や就労体験の機会の提供のほか、いわゆる「中間的就労」（就労訓練）の場を多様に準備することが必要不可欠であるが、各都道府県等の就労訓練事業所の認定状況を見ると、現状においては低調である。

このため、就労訓練事業所の開拓・育成を強力に推し進められるよう、平成 28 年度予算（案）において、①都道府県に就労訓練アドバイザー（経営コンサルタントや社会保険労務士等の有資格者）を配置、②福祉事務所設置自治体に就労訓練事業所育成員を配置するための経費として約 1.4 億円を計上した。

本事業については、生活困窮者自立支援法第 6 条第 5 号に基づく事業である「就労訓練推進事業」のメニューとして位置付けることとしているので、積極的な事業展開をお願いしたい。

エ 生活困窮者等の就農訓練事業について

近年、農業活動を通じて得られる心身のリハビリ効果が評価されており、生活保護受給者を含む生活困窮者が農業に従事することによって、心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上につながる効果のほか、農業分野における人材の確保にも資するものと考えられる。

こうしたことを踏まえて、平成 28 年度から新たに、就労準備支援事業の一事業として、NPO 法人、農業法人等民間団体との連携により、農業体験や研修を通して、就農（農業法人への就職や農産物の販売等を含む。）や社会参加促進を支援する生活困窮者等の就農訓練事業を実施することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

なお、本事業については、就労準備支援事業及び被保護者就労準備支援事業の基準額・経過措置とは別に、それぞれ 1 自治体あたり 10,000 千円以内（生活困窮者と生活保護受給者の両方を対象に事業を実施した場合には、それぞれ 10,000 千円以内）の加算を予定しているのでご留意願いたい。

オ 国庫負担・補助の基準について

生活困窮者自立支援法関係経費については、全国的な制度として予算を公平かつ効果的に執行するための措置として、事業ごとに基準額（事業費ベース）を設定している。

平成 28 年度の基準額の設定については、基本的には 27 年度と同様とするが、大都市部において、より実態に即した事業実施が可能となるように、基本基準額の算定の基礎となる人口区分をより細分化する。[下表参照]

平成 28 年度の事業実施意向調査の結果によれば、任意事業に取り組む自治体は本年度よりも大幅に増加する見込みとなっているが、必要十分な予算を確保しているところであり、各自治体におかれは、引き続きこれらの財源を活用して効果的な事業実施をお願いしたい。

(参考) 各事業の平成 28 年度の基本基準額（案）

- 平成28年度の基準額の設定の考え方は、基本的には27年度と同様とする。
- ただし、大都市部に関しては、執行状況等を勘案し人口規模区分を細分化する。
- 子どもの学習支援事業については、事業強化に関する加算を設定する。

(単位:千円)

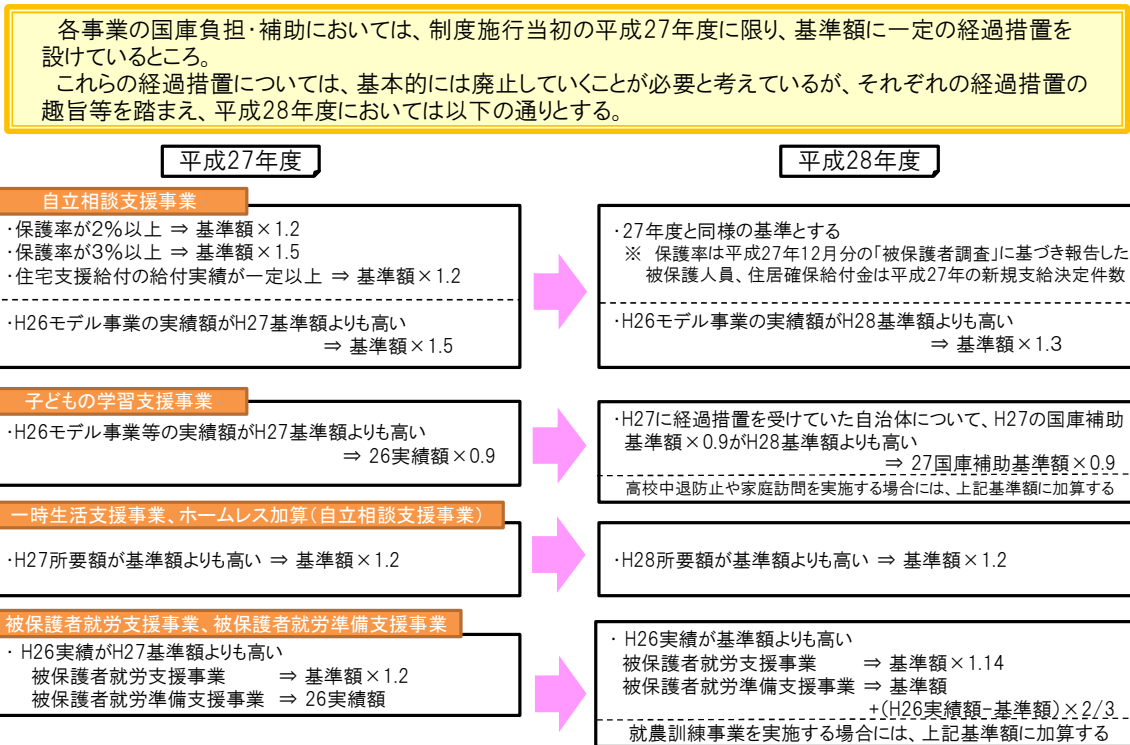
人口規模	自立相談	就労準備	家計相談	学習支援	加算	
					高校中退防止加算	家庭訪問加算
2万人未満	5,000	5,000	3,000	2,800	500	700
2万人以上～3万人未満	7,000	6,000	4,000	3,800	600	1,000
3万人以上～4万人未満	9,000	7,000	5,000	4,700	700	1,200
4万人以上～5.5万人未満	10,600	8,000	7,000	5,700	900	1,500
5.5万人以上～7万人未満	12,500	9,000	8,000	7,600	1,200	1,900
7万人以上～10万人未満	14,500	11,000	10,000	9,000	1,400	2,300
10万人以上～15万人未満	18,500	14,000	12,000	10,500	1,600	2,700
15万人以上～20万人未満	22,500	17,000	15,000	13,300	2,000	3,400
20万人以上～30万人未満	30,000	20,000	18,000	15,200	2,300	3,800
30万人以上～40万人未満	38,000	25,000	20,000	17,100	2,600	4,300
40万人以上～50万人未満	48,000	30,000	23,000	19,000	2,900	4,800
50万人以上～75万人未満	65,000	35,000	28,000	28,500	4,300	7,200
75万人以上～100万人未満	90,000	40,000	30,000	36,000	5,400	9,000
100万人以上～150万人未満	140,000	50,000	40,000	47,500	7,200	12,000
150万人以上～200万人未満	160,000	55,000	45,000	55,000	8,300	14,000
200万人以上～250万人未満	190,000	60,000	50,000	62,000	9,300	16,000
250万人以上～300万人未満	220,000	65,000	55,000	69,000	11,000	18,000
300万人以上	250,000	70,000	60,000	80,000	12,000	20,000

※ 上記のほか、一定の要件に応じた加算あり

また、各事業の国庫負担・補助においては、制度施行当初の平成 27 年度に限り、基準額に一定の経過措置を設けていたところ。

これらの経過措置については、国庫補助の公平な配分の観点から基本的には廃止していくことが必要であるが、それぞれの経過措置の趣旨等を踏まえ、平成 28 年度は、次のとおり一定程度縮減しつつ、継続することとする。

(参考) 平成 28 年度における経過措置の取扱いについて (案)



(3) 平成 28 年度における人材養成について

支援に携わる人材の養成は、本制度の推進に向けた要となるものであることから、国において、制度施行前の平成 26 年度より自立相談支援事業の支援員向けの養成研修を開始し、平成 27 年度からは、就労準備支援事業と家計相談支援事業の支援員向けの養成研修も加えて実施したところであるが、今後も、当分の間、国による一貫性のある人材養成を図ることとしている。

平成 28 年度においても、27 年度同様に研修を実施する予定であるが、支援員数の多い相談支援員については養成研修の回数を増やすこととしている。

同時に、各都道府県におかれては、国における研修の内容を踏まえ、地域の実情に応じた地域の研修を管内市町村や事業者に向けて行っていただきたい。

なお、平成 28 年度の国における研修の開催予定は以下のとおりであるが、詳細は追ってお示しする。

(参考) 各事業の養成研修の開催予定

- 自立相談支援事業：主任相談支援員 240 名程度
：相談支援員 480 人程度（年 2 回開催予定）
：就労支援員 240 人程度
- 就労準備支援事業：120 人程度
- 家計相談支援事業：120 人程度（年 2 回開催予定）

(4) 平成 28 年度に向けた取組のポイント等について

ア 生活困窮者自立支援法の目指す目標等の再確認

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、包括的な相談支援体制を構築するものであり、「新たな縦割り制度の一つ」にならないように包括的な支援を実現していくことが肝要である。来年度で施行 2 年目を迎えるが、引き続き、「制度のめざす目標」である①生活困窮者の自立と尊厳の確保、②生活困窮者支援を通じた地域づくり、を 5 つの支援のかたち（包括的、個別的、早期的、継続的、分権的・創造的な支援）を通じて実現していけるよう取組をお願いする。

また、施行初年度である本年度は、ブロック会議、全国担当者会議、ニュースレター等を通じて、

- ① 支援の入口において、関係機関との連携体制の構築やアウトリーチ等により、自ら SOS を発することが難しい生活困窮者に対して、より広く支援を届ける工夫をすることが重要である
- ② 支援の出口として、任意事業の実施、他制度との連携、地域における就労の場の確保等、地域資源の開発も含めた支援メニューの充実を図っていただくことが重要であり、支援メニューを充実することで相談の質を高めることにもなる

というポイントを示してきたところ、来年度における事業実施の際においてもこれらを参考に取組を着実に進めていただくようお願いする。

イ 支援の提供体制の見直し・検討

本年度、様々な機会を捉えて情報提供してきた事業実施のポイントや取組事例

等を踏まえ、実施主体である各自治体においては、人員体制、事業構成等について本年度のものを所与とせず、来年度に向けて効果的・効率的な実施方法（人員配置、事業内外の役割分担等）を積極的にご検討いただきたい。

ウ 都道府県の役割

生活困窮者自立支援法の施行に当たっては、都道府県には広域自治体としての役割が求められているが、特に、

- ① 産業雇用部門のノウハウを生かし、基礎自治体の就労支援をバックアップすること
 - ② 支援に携わる人材の養成に関して、国研修の伝達等を通じ、特に基礎自治体の支援技術の向上を図ること
 - ③ 都道府県が福祉事務所設置自治体となっている圏域について、支援を必要とする方々に対して、効果的・効率的に支援を提供すること
- について、積極的な取組をお願いしたい。

エ 事業評価指標の見直し

生活困窮者自立支援制度の事業評価指標については、初年度の目安値として新規相談受付件数、プラン作成件数、就労支援対象者数、就労・増収率の4項目を挙げているが、支援対象者の経済的变化だけでなく、意欲の向上や社会参加の増加等も把握し、生活困窮者自立支援法の効果を全体としてしっかりと評価できるものとしていくことが必要である。

政府全体でも、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月25日閣議報告）の中で、生活困窮者自立支援制度に関して、目安値と同様の項目を平成28～30年度のKPI（Key Performance Indicators）として定めつつ、「本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討」とされた。

こうしたことを背景に、現在、様々な取組の成果をよりの確な形で「見える化」できる指標のあり方について、現場の業務負担も考慮に入れながら、検討を進めており、本年度内を目途に通知を発出し、来年度からこの指標を活用できるようにしていきたいと考えているところであり、引き続き当室からの情報発信にご留意いただきたい。

2 生活福祉資金について

(1) 教育支援資金の拡充について（平成 27 年度補正予算案）

困難を抱える世帯に対する子どもの進学費用の公的な経済的支援は、奨学金（日本学生支援機構）、国の教育ローン（日本政策金融公庫）、母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金などの制度により実施されている。

生活福祉資金制度による教育支援資金については、主として低所得世帯への支援という役割を担っているところであるが、そうした世帯の子どもが経済的理由により学習意欲や向上心を阻害されることがないように、教育支援資金の拡充を図ることとしたところである。

具体的には、貸付上限額の引き上げ、延滞利息の引き下げ等を行うこととしており、あわせて、平成 27 年度補正予算（案）において、必要となる貸し付け原資を補助することとしている。

制度の改正は 2 月 1 日（補正予算の成立が 2 月 1 日以降となる場合は、成立日の翌日）を予定していることから、その準備に遺漏なきようお願いしたい。

(2) 平成 28 年度予算（案）について

生活福祉資金貸付事業にかかる事務費については、平成 27 年度より、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）に応じた補助基準を新設して公平に事務費を配分するとともに、事業運営に支障が生じないように、一定程度の経過措置と個別協議を設けているところである。

当該経過措置等については、基本的には廃止していくことが必要であるが、事業運営の観点から、直ちに経過措置を廃止することは困難な状況にあるため、段階的に縮減することとし、平成 28 年度においては以下のとおり取り扱うこととする。

- ・ 補助基準額を超過する場合の経過措置基準額を縮減
- ・ 経過措置基準額によりがたい場合の個別協議の廃止

一方、市町村社会福祉協議会等の体制整備にかかる経費については、平成 27 年度より、一定の基準のもとで貸付原資を取崩して使用することを可能としたところであるが、本取扱いについては、あくまで緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策基金）の廃止に伴う激変緩和の経過措置として実施しているものであり、基本的には

廃止していくことが必要である。

しかしながら、事業運営の観点から直ちに経過措置を廃止することは困難な状況にあるため、段階的に縮減することとし、平成 28 年度においては以下のとおり取り扱うこととする。

- ・ 取崩しの上限額は償還金収入の実績額の 3 割まで（27 年度と同様）
- ・ 取崩しを行うに当たっての財源は保有原資のどの種類でも可能
- ・ 取崩し基準によりがたい場合の個別協議を廃止（したがって上限額を超える取崩しは認めない）

いずれの取り扱いについても、おって正式に通知するので、あらかじめご承知おき願いたい。

（3）生活困窮者自立支援法との連携の促進について

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、当該制度と生活福祉資金制度がともに、より効果的、効率的に機能することを期待して、緊急小口資金や総合支援資金について所要の見直しを行うとともに、原則として自立相談支援事業の利用を貸付の要件とし、あわせて家計相談支援事業の利用が望ましいとしたところである。

複合的な課題を抱え、単に貸付を行うだけでは解決できない方に、包括的な支援を行い、自立を促進させるために、より一層の連携をお願いしたい。

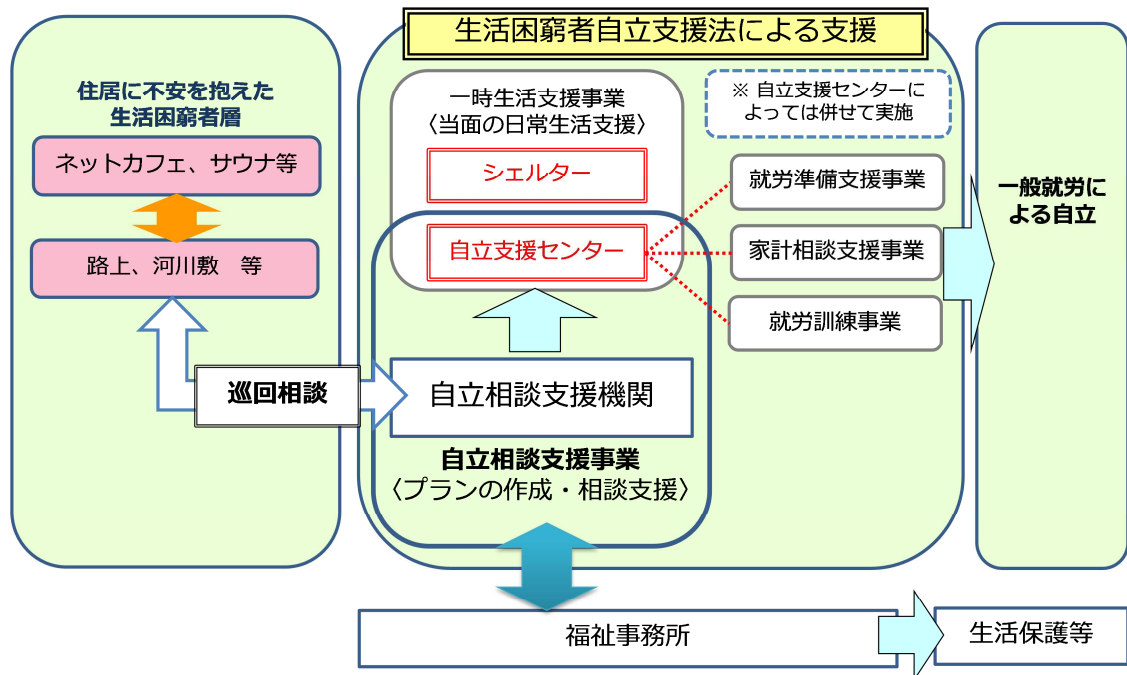
3 ホームレス等への自立に向けた支援について

(1) 生活困窮者自立支援法施行後におけるホームレス対策について

ホームレス対策は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法等の趣旨を踏まえつつ、生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業等に位置づけることにより、安定的な財源を確保したところである。

各自治体におかれては、支援の継続性の観点から、これまでの支援の実績や成果を踏まえつつNPO法人、社会福祉法人等の民間団体との連携・協力の下、引き続き事業の推進を図られたい。

(参考) 生活困窮者自立支援法施行後のホームレス支援フロー図

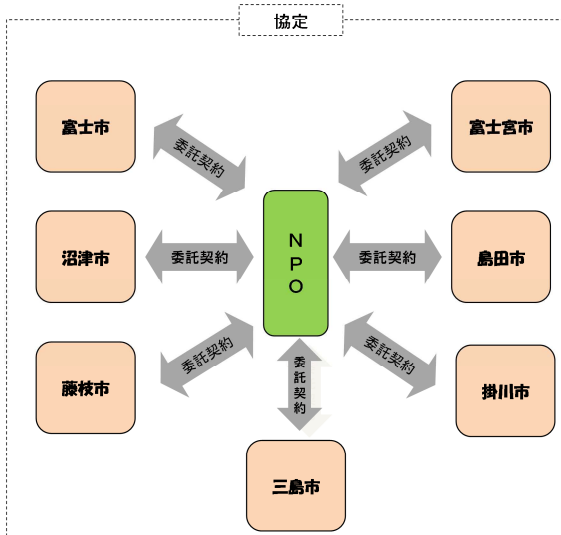


また、比較的ホームレス数が少ない自治体においても、住居に不安を抱える生活困窮者は一定程度存在すると考えられることから、一時生活支援事業の広域的な取り組みについてもご検討いただきたい。

(参考) 広域的取り組みの参考図

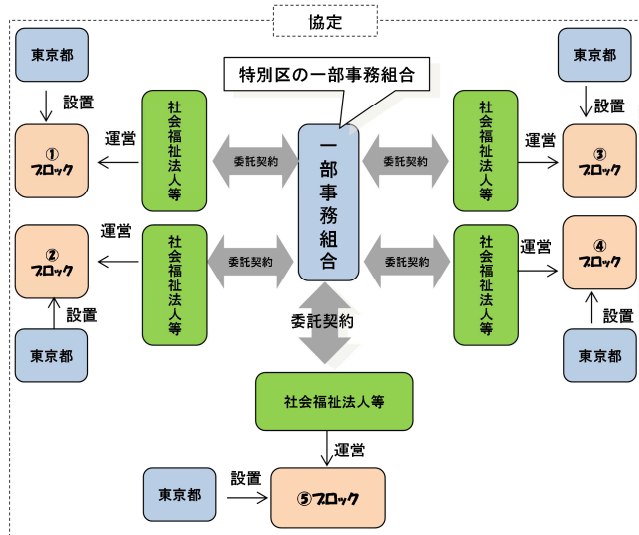
■静岡県内の取組事例

- 静岡県内の数市で、協定に基づき、NPOへ宿泊場所、食事、衣類等の提供に関する業務を個々に委託契約。
- 当該市以外の依頼により、サービス提供を行う場合は、翌年度以降、協定に参加することを前提にサービス提供を行う。



■東京都の取組事例(一部事務組合を活用)

- 23区5ブロックに分け、各ブロックごとに自立支援センター設置及びシェルターを借り上げ。
- 地方自治法に基づく、一部事務組合が事業実施のための運営主体と委託契約を締結し、事業実施のための共同処理を行う。
- 各区では、事業の利用承諾、利用終了後の処遇決定を行い、東京都では、センター建設やシェルターの確保を行う。



(2) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、各自治体にご協力いただき、毎年実施しているところである。平成28年調査（平成28年1月実施）については、既にご協力いただいたところである（例年4月に公表。今年の公表日程はおってお知らせする。）が、来年も実施する予定であり（平成29年1月を予定）、平成28年度予算（案）に当該調査に関する所要の予算を確保したところであるので、引き続き、ご協力願いたい。

また、平成28年度においては、毎年実施している概数調査だけではなく、ホームレスやホームレスとなるおそれのある者に対する生活実態調査を予定しているところであり、平成28年度予算（案）においても、当該調査に係る経費を確保したところである。

調査の詳細については、おって連絡する予定であるが、各自治体におかれては、本調査に対する御協力をお願いしたい。